

つくし野小学校避難施設開設 運営マニュアル補 足 説 明 書

震度 6 弱以上の大地震が発生した場合に、つくし野小学校が避難施設として開設運営される際の手順を自治会関係者向けに 実践的に記載しました。

つくし野自治会連合

つくし野小学校避難施設開設ワーキンググループ 2021/09/10



補足説明書の要点

- ☞ 震度 6 弱以上で関係者は小学校正門に参集
- ☞ 防災倉庫等から開設に必要な物品を取り出す
- ☞ 体育館等の避難施設の安全を確認(開設の判断)
- ▶ 体育館内の避難スペースを自治会ごとに設定
- ☞ 校庭で待機している避難者を体育館等に誘導
- ☞ 体育館のステージに避難施設本部を設置
- ☞ 避難施設開設を南市民センターに報告(指定職員)
- ☞ 避難施設運営会議、活動班など運営体制を整備

感染症等防止対策は「町田市避難施設感染防止 対策マニュアル 2020.8」を活用する。

感染症と大地震はともに数十年単位で発生するものであり、これが同時に発生することは 非常に少ない確率です。新型コロナも数年で収束するので、感染症対策については上記マニュアルを活用することとし、この補足説明書では、避難者受付の項目のところでその概要を記載するに留めました。





つくし野小学校避難施設開設運営マニュアル補足説明書

震度6弱以上の大地震が発生した場合、つくし野小学校を避難施設として開設準備を行います。

この「つくし野小学校避難施設開設運営マニュアル補足説明書」(以下、「補足説明書」という。)は、町田市が作成した「つくし野小学校避難施設開設・運営マニュアル」(以下、「市マニュアル」という。)に準拠し、その記載に則して補足説明を行い、避難施設の開設運営に協力することになる自治会員、地域住民向けに活動しやすいよう実践的に作成したものです。

なお、「補足説明書」は、開設について重点的に記載し、運営については地震の規模、避難者の数によって、運営体制等が大きく変わるため、詳しく記載することは避け、今後の検討に委ねることとしました。

※以下、枠内が「市マニュアル」、枠外が「補足説明」です。

目的 · 方針 · 組織

市マニュアル

1 目 的

このマニュアルは、地震等の大規模災害発生時につくし野小学校を避難施設として活用するに当たり、町田市、つくし野小学校及び地域の自主防災組織等が連携し、円滑な開設・運営を行うために策定する。

補足説明

【市マニュアルの目的】

・災害時に市、小学校、自治会等が連携して、避難施設開設・運営を行うこと。

【自主防災組織等】

•つくし野4月治会の自主防災隊及び防災支援組織(防災支援隊等)、避難者をいう。

市マニュアル

2 方針

大規模災害発生時に、つくし野小学校が避難施設として地域住民に開放されることを想定し、学校と地域の防災組織が協力して「つくし野小学校避難施設運営委員会」を組織し、運営要綱を策定するとともに、発災時には要綱に基づいて避難施設の開設・運営にあたる。

補足説明

【つくし野小学校避難施設運営委員会】

- ・業務として開設から運営までを一貫して担う組織で、「補足説明書」では、以下、「委員会」という。
- ・通常時は、自治会役員等が主体の組織として、この「マニュアル」、「補足説明書」の改定・訓練への参加などの管理運用を行い、発災当初は避難施設に参集し、開設の業務を行う。

